

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画 (原案)

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通株式会社	館山鴨川線	館山駅・亀田病院(鴨川駅東口)	・館山駅や安房鴨川駅等交通結節点へのアクセス ・亀田総合病院、安房地域医療センター等医療機関への通院 ・おどやスーパーセンター、ときわや、ドン・キホーテ等商業施設へのアクセス ・道の駅グリーンファーム館山や、館山いちご狩りセンター等観光施設へのアクセス ・その他、通勤や各高校への通学等	令和 7 年度と比較して収支率 1%以上の改善	【路線の見直し等】 ・路線沿線の状況を踏まえた本路線需要の見極めを行い、必要な改善点の検討を行う。 ・南房総・館山地域公共交通計画において、当該系統を幹線として位置づけており、支線との連携を改善し幹線としての機能強化を検討する。 ・JR ダイヤ改正に合わせ運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	館山市・南房総市・日東交通株式会社 南房総市・館山市 日東交通株式会社
						【広報】 ・経済的な乗車方法（亀田病院への往復乗車券やスマホ 1 日乗車券等）の周知を図り、利用者の増加につなげる。 ・公共交通マップを作成し、本路線の更なる周知を図る。 ・ホームページや公式 SNS 等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体で路線に関する情報提供や公共交通機関利用の発信を行い、利用者の増加を目指す。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	南房総市・館山市・鴨川市・日東交通株式会社 館山市・南房総市・日東交通株式会社 館山市・南房総市・鴨川市・日東交通株式会社

						・高齢者の外出支援としてバス利用助成券制度の啓発を行う。 ・バス停留所の認知度を上げることで、利用増進に繋げるため、わかりやすい名称への変更を検討する。	令和7年10月以降 実施予定	南房総市 南房総市・日東交通株式会社
						【その他】 ・公共交通の乗り方教室やPRイベントを実施する。	令和7年10月以降 実施予定	鴨川市・日東交通株式会社

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画（原案）

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
3	日 東 交 通 株 式 会 社	鴨川市内線	仁右衛門島入口・誕生寺入口 (天津駅前)	- 沿線住民の亀田病院等の医療機関への通院 - 沿線の職場への通勤やＪＲ駅の利用、各学校への通学	令和 7 年度と比較して収支率 1 %以上改善	【広報】 ・ホームページ等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体を活用し、路線に関する情報提供や利用促進を行う。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	鴨川市・日東交通株式会社
						【その他】 ・公共交通の乗り方教室や PR イベントを実施する。 ・JR ダイヤ改正に合わせ運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	鴨川市・日東交通株式会社 日東交通株式会社

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 2 9 年 4 月 2 8 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画（原案）

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
4	日 東 交 通 株 式 会 社	鴨川市内線 (鴨川駅前)	鴨川駅前・ 誕生寺入口 (天津駅前)	・沿線住民の亀田病 院等の医療機関への 通院 ・沿線の職場への通 勤やＪＲ駅の利用、 各学校への通学	令和 7 年度と比較して 収支率 1 %以上改善	【広報】 ・ホームページ等の電子媒体及び市 広報誌等の紙媒体を活用し、路線に 関する情報提供や利用促進を行う。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	鴨川市・日東交通 株式会社
						【その他】 ・公共交通の乗り方教室や PR イベン トを実施する。 ・JR ダイヤ改正に合わせ運行計画の 変更を検討するとともに、利用者の 動向の把握に努め、ニーズに沿った 運行計画を検討する。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	鴨川市・日東交通 株式会社 日東交通株式会社

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 2 9 年 4 月 2 8 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。